

## 厚生労働省「教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）」

### 対象講座再指定に伴う申請について

鹿児島大学医歯学総合研究科（修士課程）では、厚生労働大臣から「教育訓練給付制度（専門実践教育訓練給付）」の対象講座として平成 29（2017）年 4 月から指定を受けており、この度、対象講座として再指定されました。（指定期間：令和 11 年 3 月 31 日まで）

#### 【対象者・支給要件】

鹿児島大学医歯学総合研究科 医科学専攻（修士課程）に 2017 年度以降に入学し、指定講座である「大学院医歯学総合研究科医科学専攻高度メディカル専門職コース（2 年制）」を 2 年で修了する正規生を対象とします。また、支給にあたっては、厚生労働省の定める支給要件を満たすとともに、本学が規定する【受講（修了）認定基準】を満たしている必要があります。

#### 【厚生労働省の定める受給要件】

専門実践教育訓練給付金の支給対象者は、次の 1 または 2 に該当し、厚生労働大臣が指定する専門実践教育訓練講座を修了する見込みで受講している方と修了した方となります。

- 1 雇用保険の被保険者（※）（在職者）  
専門実践教育訓練の受講開始日に雇用保険の被保険者である方のうち、支給要件期間が 3 年（初めて教育訓練給付金を受給する場合は 2 年）以上ある方
- 2 雇用保険の被保険者であった方（離職者）  
受講開始日に被保険者でない方のうち、被保険者資格を喪失した日（離職日の翌日）以降、受講開始日までが 1 年以内（妊娠、出産、育児、疾病、負傷などで教育訓練給付の適用対象期間が延長された場合は最大 20 年以内）であり、かつ支給要件期間が 3 年（初めて教育訓練給付金を受給する場合は 2 年）以上ある方

なお、上記要件に加え、平成 26（2014）年 10 月 1 日以降、教育訓練給付金を受給した場合は、前回の教育訓練給付金受給日から今回受講開始日前までに 3 年以上経過している必要があります。

※ 被保険者とは、一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。

#### 【教育訓練給付金の支給要件照会について】

受給資格の有無は個人により異なります（受給要件や年齢制限（支援訓練給付金）、他の教育訓練給付金の受給歴の有無等）。

**必ずご自分で受給資格の有無をハローワークに確認してください。**

#### 【諸手続き】

1. 受講前の資格申請

ハローワークへの資格申請締切日は、受講開始日（入学式の日）の 1 ヶ月前です。

申請は、管轄のハローワークへ直接申請ください。

講座番号	講座名	施設名
4610008-1710011-8	鹿児島大学医歯学総合研究科医科学専攻修士課程高度メディカル専門職コース	鹿児島大学
受講開始日（受講修了予定日）	令和 8 (2026) 年 4 月 7 日（令和 11 (2029) 年 3 月 31 日）	
受講中の証明書請求先	学務課医歯学大学院係 電話 099-275-5120	

**【注意】** ハローワークから受給資格者証を発行され次第、写しを医歯学大学院係へ提出してください。  
受給資格者証（写し）の提出が無い場合、大学が証明書等を発行することはできません。

2. 受講中の支給申請

支給申請期間は、受講開始日（入学式の日）から6ヶ月毎の期間（支給単位期間）末日の翌日から起算し1ヶ月以内です。医歯学大学院係にて、受講証明書及び領収書（納入済証明書）等の発行を行い、受給資格者証の提出があった受講者へ連絡します。

3. 修了後の支給申請

受講修了後の支給申請期間は、受講修了日の翌日から起算して1ヶ月以内です。

その他の手続き詳細は、別添「**専門実践教育訓練の給付金のご案内**」をご覧ください。

以上